

新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(抜粋)

(非常災害対策)

第 59 条の 15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所の家具等の転倒、落下及び移動を防止すること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所に飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄すること。

(3) その他非常災害対策として必要と認める措置